

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：17501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730357

研究課題名(和文) 財務業績のディスクロージャーにおける企業内部情報の表示と評価に関する国際比較

研究課題名(英文) International analysis on corporate internal information disclosure in financial performance reporting

研究代表者

中村 美保 (Nakamura, Miho)

大分大学・経済学部・准教授

研究者番号：60381026

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、より具体的には、包括利益情報と資金調達活動との関係性に焦点を当てて行った。これにより、期間中、次のことが分かった。1つは、包括利益情報(特にOCI)と企業の資金調達活動には関係があること、いま1つは、OCI項目が多い企業ほど債務返済がすすみ、財務的健全化が図られる可能性のあることである。これらの成果は、国内および国外の学会で報告され、2つの論文にまとめられている。

研究成果の概要(英文)：This study, in particular, was carried out focusing on the relationship with the funding activities and comprehensive income information in corporate activity. As a result, during the period, I found the following.

(1) Comprehensive income information is related to financing activities of the companies (OCI in particular). (2) There is a possibility that debt repayment proceeded more steadily as companies have more OCI items, and as a result financial soundness of companies is achieved. These findings were reported at the national and international conferences and are summarized in two papers.

研究分野：商学

科研費の分科・細目：会計学

キーワード：業績報告 ディスクロージャー 企業内部情報 資金調達行動

1. 研究開始当初の背景

本研究は2008年10月、Preliminary Views on Financial Statement Presentation をもとに、財務報告におけるマネジメント・アプローチに対する評価を考察するものであった。こうした問題は、会計基準設定の方向性に関わる本質的問題や財務会計と管理会計の融合といった古くて新しい本質的な論点を含んでいる。しかもこれらの点については、近年の経済環境の変化を背景として、実証的・実験的に発展的にもう一度考察されるべき時期に来ていると思われる。

具体的には、財務報告における経営者裁量との会計規制のバランス、企業内部情報の投資家への提供と評価に関して、理論的・規範的に考察をくわえた上で検証仮説を導き出し、実証的・実験的検証をおこなっていくことで研究を進めていくことを考えている。

2. 研究の目的

2008年10月、Preliminary Views on Financial Statement Presentation (以下、DP)と題するタイトルでFASBおよびIASBの共同名義によるディスカッション・ペーパーが公表された。これはFASBとIASBとの共同参画による財務諸表の表示のあり方を検討するプロジェクトの成果である。このような取り組みは、ここ約10年に渡ってReporting Financial Performanceと題するプロジェクト(以下、業績報告プロジェクトとよぶ)のもと、主に包括利益の導入と損益計算書の再構築を目的として、英国の基準設定主体であるASB、FASB及びIASBにおいて、断続的に検討課題として取り上げられてきた議題である。

このような取り組みが行われてきた背景には、いわゆる資本の部のゴミ箱化、その他包括利益項目の表示の不統一とそれらを利用した利益制御、投資家による当期純利益の偏重が進行しており、その結果として損益計算書が提供する会計情報の投資意思決定有用性を改善する必要が生じている、という意識があった。こうした問題を解消させるために、会計基準設定主体は、純利益に比べて制御されにくい包括利益概念を導入すること、その他包括利益項目の選定と表示の統一、P/LとB/Sとの連繫を回復させることを提唱し、ASBは1992年にFRS3号を、FASBは1997年にFAS130号を公表している。

このため、主として2つのタイプの研究が国内外で行われた。1つは、純利益と包括利益およびその構成要素の株価との関連性(価値関連性)を比較検討したものである。いま1つは、FRS3号やFAS130号の適用により、包括利益の構成要素の開示が改善され、利益制御や投資家の評価に影響を与えているのかについて調査したものである。

日本企業においても国際会計基準の影響を受けて、包括利益の開示導入の可能性が考

えられることから、筆者は米国SEC基準に基づき、実際に包括利益の開示を行っているわが国企業を対象に経営者の行動の変化と投資家の評価について、理論的検討をベースに実証分析を行ってきた。その結果、以下の可能性が示された。

第1に海外の大方の実証研究結果と同様にわが国においても、価値関連性に関しては包括利益よりも純利益の方が高いこと、第2に、包括利益の開示導入当初では、その他包括利益を用いた利益制御に関する抑制効果は見られなかったものの、近年においてはそうした効果が現れている可能性が観察された。特に後者の部分については、資本コストと実質的会計政策を基準値とした検証の両方から観察された。これらのことから、業績報告プロジェクトにおいて包括利益の開示を導入するという点については、純利益に代替する業績指標として位置づけることには問題があるものの、その他包括利益項目に関する開示の精緻化が経営者の裁量的行動を抑制している可能性が示された。

他方、その後の業績報告プロジェクトも、企業結合の会計に象徴されるように統合化・画一化の流れに沿うように、財務業績の表示に関する表示形式を統一させ、経営者の恣意性を抑える方向で議論されていた。より具体的にいえば、包括利益の表示方法としては、FAS130号ではワンステートメント方式・ツーステートメント方式・持分変動計算書方式の3つの選択肢を認めていたものをワンステートメント方式に統一していく、価値関連性は包括利益より高いとされながらも、利益制御の影響を受けやすいことを理由に純利益を廃止するなどの提案がなされていた。

しかしながら、昨年10月に公表されたDPでは大きな変化が見られる。第1に、企業業績の開示(損益計算書)の改善を志向しているものの、その範囲は損益計算書のみにとどまらず財務諸表全体へ及んでいる点である。第2に、これまで開示方法の方針としては、例外をなくし表示形式を統一することにより経営者の利益制御を抑えることが投資意思決定に資する開示のあり方であったものが、DPにおいては営業・金融の区分に分類するなどの大枠は統一しながらも、財務項目の分類・表示については経営者の判断に基づくマネジメント・アプローチの採用を提唱している点である。

こうした変化の背景には、2つの要因があるようである。1つは、すべての企業にただ1つの表示方法を適用し、経営者の恣意性を可能な限り抑えたディスクロージャーが必ずしも投資意思決定の向上に資するわけではないという意識が強くなってきたことが挙げられる。よりいえば、統一・画一化することで、企業独自の要素が反映されなくなるの方が比較可能性を保つことや経営者の恣意性を抑えることよりも重大な問題で

ある、と投資家をはじめとする利害関係者が考え始めているように思われる。もう1つは、ルール・ベースによる会計基準設定に対する反省とプリンシパル・ベースへの移行が影響しているようである。つまり、会計基準設定側が幾ら詳細にルールを設定したところで企業はそれを掻い潜ってしまうので、会計ルールの目的のみを示し、あとはそれに従って経営者が判断するようなやりの方が、会計基準がうまく所期の目的どおり機能するのではないかと、ということである。

当年4月までに募集されたDPに対するコメントレターにおいては、マネジメント・アプローチによる分類・表示について、金融機関などの財務諸表利用者及び一般事業会社などの作成者を筆者が調査したところ、約6割が賛成、残り約4割が反対であった。

賛成する理由としては、経営者の視点から表現された会計情報がかつとも有用な情報であることが挙げられていた。より具体的に言えば、各財務項目がどのように有機的に関係しているのかといったビジネス・モデルなどの「企業内部」の仕組みに関する情報が浮き上がるような形で開示が行われることが望ましいというものであった。逆に反対する理由としては、経営者の恣意性が発揮されやすくなる、時系列及び企業間での比較可能性が低下することが指摘されていた。

こうした業績報告プロジェクトの変遷を辿っていくと、以下のような研究課題を導くことができるだろう。

第1に、開示のあり方として、どこまで会計基準設定側がルールを設定することで規制を行い、どこまで経営者の裁量を認めていくことが、投資家のみならず各利害関係者にとって望ましい開示となるのかということである。この点は、近年では連結セグメントに関する研究において議論されているが、比較可能性とマネジメント・アプローチの比較検討に終始しており、経営者の裁量と会計基準による統一化のバランスについて、各利害関係者間のコスト・ベネフィットという点から詳しく検討している研究は未だ乏しい状態である。

第2に、第1で理論的に検討した上で検証仮説を導き出すことによって、ルール化と経営者の裁量を認めるより良いバランスについて、各利害関係者間のコスト・ベネフィットを実証的に検証していくことによってより具体的に考察していきたい。特にバランスする均衡点が長期的にどのように変化してきているのかについて明らかにしておく予定である。

第3に、近年の財務会計の枠組みの中で、管理会計的情報（特に企業の営業活動について）を経営者が会計数値のみならず非財務的表現によりいかに開示し、利害関係者がどのように評価しているのか、という点について明らかにしていきたい。DPに寄せられたコメントレターからは、財務諸表利用者、財務

諸表作成者ともにマネジメント・アプローチの適用に賛成である割合が多いのであるが、その思惑についてはギャップがあることが伺える。こうしたギャップの面について理論的・実証的・実験的分析の両面から明らかにしていきたい。

このようにDPにおける業績報告の議論は、会計基準設定の方向性に関わる本質的問題や財務会計と管理会計の融合といった古く新しい本質的な論点を含んでいる。しかもこれらの点については、近年の経済環境の変化を背景として、実証的・実験的に発展的にもう一度考察されるべき時期に来ていると思われる。このため、本研究を進めていくことが有益であると考えられる。

3. 研究の方法

22年度においては、23年度以降に実証・実験的検証を行っていくために、検証仮説を導き出すことを目的として、理論的・規範的な面から研究を進めていた。

具体的には、わが国の個別会計基準や主要各国の基準設定のスタンスに関して、経営者裁量と会計規制の間のバランスを調べ、専門家との協業のもと契約理論・ゲーム理論等を援用していくことで、各利害関係者のコスト・ベネフィットについて理論的・規範的に分析していくことを予定している。こうした理論的考察より検証仮説を導き出し、23年度以降はそれらの検証仮説について、実証的・実験的に分析を行うことを予定していた。特に検証対象としては、経営者裁量や事業に関わる内部情報のディスクロージャーに対して利害関係者がどのように評価しているのか、という点について重点的に調査していくことを考えていた。また実際に財務諸表利用者が情報の変化についてその行動をどのように変化させるのかについて調査するため、実験的検証を行う予定をしていた（しかし、この点については費用的・時間的制約から実施できず）。

プロジェクト開始時点において、業績報告プロジェクトの初期から現在までの史的展開、DP自体の内容に関するレビュー、コメントレターに寄せられた金融機関や一般事業会社のDPに対する反応についてはすでにフォローしてあった。こうしたことを受けて、初年度の研究としては、以下の点について明らかにした。

まず、23年度以降に実証・実験的検証を行っていくために、検証仮説を導き出すことを目的として、理論的・規範的な面から研究を進めていた。

第1に、財務諸表作成者の自由度をどの程度認めるのが望ましい財務報告につながるのかという問題意識について、主要各国の基準設定のスタンスについて調べ、比較検討対象について洗い出しを行うことである。特にDPに寄せられたコメントレターの傾向からは、欧州諸国とアングロ・サクソンとは、

マネジメント・アプローチに対する反応が大きく異なっていた。そうした結果が生じた背景などについても調べた。また、わが国の個別会計基準についても同様に、経営者の裁量を多く認めているものとそうでない基準に分類し、どのような基準設定が利害関係者全体のベネフィットを大きくしているのか、あるいは社会的損失を生じさせているのか、その要因はどのようなロジックによるものなのか、などについて明らかにしていく。これらを行う上では、契約理論やゲーム理論の援用なども予定していた。

第2に、DPに寄せられたコメントレターの調査について、監査人や利害関係者の幅を広げるとともに、種別を細分化することで、財務諸表の表示方法に対する各利害関係者のニーズをより詳細に浮き彫りにした。

第3に、第1および第2を受けて、財務諸表の表示に関して、財務諸表作成者側の自由度(裁量)が、どの程度かつどのように事業に関する企業内部的な情報を反映していると考えられるのか、について考察した。この点については、わが国のみならず主要各国を何カ国が調査した上で比較検討していくこと、わが国の特徴を明らかにしていくことをさらに予定していた。

4. 研究成果

本研究は、より具体的には、包括利益情報と資金調達活動との関係性に焦点を当てて行った。これにより、期間中、以下のことが分かった。(1) 包括利益情報(特にOCI)と企業の資金調達活動には関係があること。(2) OCI項目が多い企業ほど債務返済がすみ、財務的健全化が図られる可能性のあること。

これらの成果は、国内および国外の学会で報告され、2つの論文にまとめられている。ただし、時間的制約から論文としてまとめることが出来なかった部分も多々あることから、今後も本研究プロジェクトを継続していく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

中村美保「包括利益情報と企業の資金調達行動 - 債権者保護の観点からの検討 - 」『会計』183号第2巻, pp.215-228.

〔学会発表〕(計2件)

Miho Nakamura, 'Asian Academic Accounting Association, 2013, Malaysia.

中村美保「その他包括利益項目の性質と

有用性 - その他包括利益をめぐる企業行動と債権者視点からの検討 - 」日本会計研究学会全国大会, 東京, 2012年9月.

〔図書〕(計1件)

中村美保「その他包括利益項目と債権者保護に関する実証分析」『企業会計研究のダイナミズム』編著, 第4章, pp.45-57, 中央経済社, 2012年5月.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 美保 (NAKAMURA Miho)
大分大学・経済学部・准教授
研究者番号: 60381026

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号:

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号: